

2 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、平成27年1月1日において、私は20歳以上です。「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
(注)「特例税率」については、2ページを参照してください。

提出用 税務署長 平成28年2月2日提出 麹町 平成27年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 5

住所 千代田区霞が関3-1-1 (電話 XXX-XXX-XXXX) 東京都千代田区霞が関3-1-1 ABCビル585号室

フリガナ コクセイイチロウ

氏名 国税 壮太郎

生年月日 3.55.09.25 職業 会社員

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出願年月日 死亡年月日

名簿 財産細目コード 事業処理 訂正 修正 枚数

第一表(平成27年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 千代田区霞が関3-1-1 現金、現金、現金 千代田区霞が関3-1-1

住所 千代田区霞が関3-1-1 氏名 国税 一郎 生年月日 3.04.11.03

特例贈与財産分

住所 氏名 生年月日

一般贈与財産分

住所 氏名 生年月日

配偶者控除額(右の事実該当する場合は、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円)

暦年課税分(③の控除後の課税価格)

暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) 基礎控除額 ⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥に対する税額 外国税額の控除額 医療法人持分税額控除額 差引税額(⑦-⑧-⑨) 相対時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額) 相対時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑪の金額の合計額)

課税価格の合計額(①+②+⑪) 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) 農地等納税額 株式等納税額 医療法人持分納税額 申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰)

この申告書が 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 修正申告書 申告期限までに納付すべき税額の増加額

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有 通信日付印 確認者

(資5-10-1-1-A4統一)(平27.10)

「確定申告書等作成コーナー」で作成をした申告書を「書面」で提出する場合には、印刷した申告書に必ず「押印」をしてください。

転記します。

第一表(平成27年分以降用)の二又は第一表の三と、相対時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。

※ 平成27年分の贈与税の申告書に個人番号(12桁)の記載は不要です。
社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

「特例贈与財産」（2 ページ参照）のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、82 ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	A	5,000,000 円
基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A－B】	C	3,900,000 円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	D	485,000 円

（例）特例贈与財産6,000,000円を取得した場合

（特例贈与財産の価額の合計額（A）から基礎控除額（B）を控除した課税価格（C）に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額（D）を計算します。

A 6,000,000 円 - B 1,100,000 円 = C 4,900,000 円

C 4,900,000 円 × 20%（特例税率） - 300,000 円（控除額）
= D 680,000 円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください！＞ 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が3,000 千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格※が3,000 千円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100 千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成27年分以降適用（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方の）

特例贈与財産の価額の合計額（㊦5,000,000 円）から基礎控除額（㊦1,100,000 円）を控除した課税価格（㊦3,900,000 円）に【速算表（特例贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率（15%）及び控除額（100,000 円）を使用して贈与税額（㊦485,000 円）を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」（2 ページ参照）のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、82 ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金 300 万円、兄から上場株式 500 株の贈与を受けました。
母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成 27 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
(注)「一般税率」及び「特例税率」については、2 ページを参照してください。

神奈川 税務署長 平成 28 年 2 月 19 日 提出 平成 27 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 5

提出用 税務署受付用

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ ケイスケ

氏名 甲野 恵介

生年月日 3 4 9 . 0 8 . 1 6 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日

名簿 財産細目コード 財産取得した年月日 財産の価額 (単位:円)

第一表 (平成 27 年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 住所 目黒区〇〇△丁目×番×号 氏名 甲野 花子 生年月日 3 1 6 . 1 1 . 0 4

取得した財産の明細 種類 目 取得した年月日 価額 目黒区〇〇△丁目×番×号 現金、預貯金等 現金 平成 27 年 0 9 月 2 8 日 3 0 0 0 0 0 0

特例贈与財産分 特例贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ① 3 0 0 0 0 0 0

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号 氏名 甲野 武 生年月日 3 4 1 . 1 2 . 2 4

取得した財産の明細 種類 目 取得した年月日 価額 〇〇株式会社 500 株 3,000 平成 27 年 0 1 月 1 4 日 1 5 0 0 0 0 0

一般贈与財産分 一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ② 1 5 0 0 0 0 0

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (最高 2,000 万円) ③

【合計欄】 暦年課税分 (③の控除後の課税価格) ④ 4 5 0 0 0 0 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 3 4 0 0 0 0 0

⑥に対する税額 「贈与税の速算表」を使用して計算します。 ⑦ 4 1 6 6 6 6

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 4 1 6 6 6 6

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑦の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①+②+③) ⑬ 4 5 0 0 0 0 0

差引税額の合計額 (納付すべき税額の増加額) (⑩+⑫) ⑭ 4 1 6 6 0 0

農地等納税額 ⑮

株式等納税額 ⑯

医療法人持分納税額 ⑰

申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑯-⑰) ⑱ 4 1 6 6 0 0

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額の増加額) ⑲

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ⑳

作成 税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑳ ☐ 税理士法第 30 条の書面提出有 ☐ 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有 通信日付印 確認者

(資 5-10-1-1-A 4 統一) (平 27.1.0)

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号(12 桁)の記載は不要です。
社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

「特例贈与財産」(2ページ参照)及び「一般贈与財産」(2ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、83ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注)この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000 円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000 円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0 円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000 円
基礎控除額	E	1,100,000 円
Eの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000 円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	410,000 円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	273,333 円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	430,000 円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	143,333 円
税額 (H+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666 円

【速算表(特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した者(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表(一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

平成27年分以降用
(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

特例贈与財産の価額(円3,000,000円)と一般贈与財産(円1,500,000円)の合計額(円4,500,000円)から基礎控除額(円1,100,000円)を控除した課税価格(円3,400,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(円410,000円・円430,000円)について、それぞれの財産に対応する税額(円273,333円・円143,333円)を計算し、その合計額(円416,666円)を計算します。

平成 27 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	いいえ
4	【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 28 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 28 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

事例 3

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限りま す。） （注）上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象とな った居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。

【事例 4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
平成 27 年 1 月 1 日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 20 歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。

(注) 制度の概要については、4 ページを参照してください。

板橋

税務署長

平成27年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

FD4725

提出用

明治1
大正2
昭和3
平成4

〒×××-×××× (電話 ××× - ××× - ××××)
住所 板橋区〇〇△丁目×番×号
フリガナ オツサワ ハナコ
氏名 乙沢 花子
生年月日 349.08.28 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください。)

整理番号	名簿	確認
補完		
申告書提出年月日	財産細目コード	事案処理訂正作成区分
災害等延長年月日		関与修正枚数
出国年月日		
死亡年月日		

第一表(平成27年分以降用)

(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

i 特 例 贈 与 財 産 分	私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。	
	贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	
I 暦 年 課 税 分	取得した財産の明細	
	財産を取得した年月日	
ii 一 般 贈 与 財 産 分	一般贈与財産の明細	
	一般贈与財産の明細	
配偶者控除額		③
【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)
I 相 続 時 精 算 課 税 分	基礎控除額	
	⑤の控除後の課税価格	
⑥に対する税額		⑦
外国国税額の控除額		⑧
医療法人持分税額控除額		⑨
差引税額		⑩
相続時精算課税分の課税価格の合計額		⑪
相続時精算課税分の差引税額の合計額		⑫
課税価格の合計額		⑬
差引税額の合計額(納付すべき税額)		⑭
農地等納税猶予税額		⑮
株式等納税猶予税額		⑯
医療法人持分納税猶予税額		⑰
申告期限までに納付すべき税額		⑱
この申告書が修正申告書である場合		⑲
申告期限までに納付すべき税額の増加額		⑳

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑩

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者印

(第5-10-1-1-A4様式)(平27.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号(12 桁)の記載は不要です。
 社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

- 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(65ページ参照)の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

平成 27 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) F D 4 7 3 4

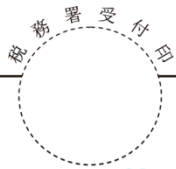
提出用		受贈者の氏名		乙沢 花子				
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)								
相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細			財産を取得した年月日		
			種類	細目	利用区分・ 路線等	数量	単価	財産の価額
	住所		所在地		固定資産税 評価額	倍数		
			豊島区〇〇△丁目△番△号		86.50㎡	300,000	平成 27 年 07 月 07 日	
	板橋区〇〇△丁目×番				〇〇 25 95 00 00			
	フリガナ		有価証券	上場株式等	〇〇 株式会社	5,000株	290	平成 27 年 10 月 12 日
	氏名		千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店				〇〇 14 50 00 00	
	乙沢 陽子							
	続柄		父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、1～4以外 5				平成 年 月 日	
	生年月日		3 10.01.10				明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4	
財産の価額の合計額（課税価格）		(21)		〇〇 27 40 00 00				
特別控除額の計算		(22)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		(23)		〇〇 25 00 00 00				
特別控除額の残額（2,500万円－(22)）		(24)		〇〇 25 00 00 00				
特別控除額（(21)の金額と(23)の金額のいずれか低い金額）		(25)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－(22)－(24)）		(26)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
税額の計算		(27)		〇〇 〇〇 24 00 00 00				
(24)の控除後の課税価格（(21)－(24)）【1,000円未満切捨て】		(28)		〇〇 〇〇 〇〇 48 00 00				
(26)に対する税額（(26)×20％）		(29)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）		(30)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
差引税額（(27)－(29)）		(31)		〇〇 〇〇 〇〇 48 00 00				
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名		除除を受けた年分				
		署		平成 年分				
		署		平成 年分				
		署		平成 年分				
		署		平成 年分				

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※	税務署整理欄	整理番号								名簿							届出番号					-				
		財産細目コード															確認									

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平27.10)



相続時精算課税選択届出書

(平成27年分用)

平成 28 年 2 月 25 日

板橋 税務署長

受贈者

住所又は居所	〒×××-×××× 電話(××× - ××× - ××××) 板橋区〇〇△丁目×番×号
フリガナ	オツザワ ハナコ
氏名(生年月日)	乙 沢 花 子 (大・昭平 49 年 8 月 28 日)
特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から平成 27 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏名	乙 沢 陽 子
生年月日	明・大・昭平 10 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- ☒ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - 受贈者の氏名、生年月日
 - 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること
- ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
(注) (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 1 租税特別措置法第 70 条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後(租税特別措置法第 70 条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成 27 年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

作成税理士

印

電話番号

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認	
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資 5-42-A4 統一) (平27.10)

平成 27 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和 30 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 30 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 27 年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(42 ページ又は 44 ページ参照) を使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（65 ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（5 ページの（ロ）の（注 2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添 付 書 類	
1	受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること。
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 （注）上記 1 の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、3 の書類を提出する必要はありません。
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） （注）1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（65 ページ参照）の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 60 歳に達した時以後（「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書を作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しないといけないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

提出用

平成27年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例5

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。			
☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成27年07月17日	20000000
フリガナ 氏名 札幌 太郎		平成 年 月 日	
生年月日 320.05.10			
住宅取得等資金の合計額	30		20000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成 年 月 日	
フリガナ 氏名		平成 年 月 日	
生年月日			
住宅取得等資金の合計額	31		
非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成27年09月30日	32
30のうち非課税の適用を受ける金額	33	15000000	
31のうち非課税の適用を受ける金額	34		
非課税の適用を受ける金額の合計額(33+34) (32の金額を限度とします。)	35	15000000	
30のうち課税価格に算入される金額(30-33)	36	5000000	
31のうち課税価格に算入される金額(31-34)	37		
③6又は③7に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③6又は③7の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			
(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。			
所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	28・2・26	提出した税務署	札幌中 税務署
(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。			
新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成28年3月15日	
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円	
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	
※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。			
※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
※印欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平27.10)			

第一表の二(平成27年分用)第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

非課税限度額は(注2)を参照してください。

(注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

提出用

平成27年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

署受付
税印

受贈者の氏名 名古屋一郎

第一表の二（平成27年分用）（第二表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位：円）贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

住 所

名古屋市北区〇〇丁目×番×号

名古屋市北区〇〇丁目×番

平成 27 年 06 月 06 日

35000000

フリガナ

ナコヤコロウ

氏 名

名古屋 吾郎

続 柄

1

（直系尊属）

父母

祖父母

（注5）の場合に記入します。

生年月日

335.03.05

平成

33

年

03

月

05

日

平成 年 月 日

35000000

住宅取得等資金の合計額

30

35000000

贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

住 所

名古屋市北区〇〇丁目×番×号

名古屋市北区〇〇丁目×番

平成 年 月 日

35000000

フリガナ

ナコヤコロウ

氏 名

名古屋 吾郎

続 柄

1

（直系尊属）

父母

祖父母

（注5）の場合に記入します。

生年月日

335.03.05

平成

33

年

03

月

05

日

平成 年 月 日

35000000

住宅取得等資金の合計額

31

35000000

非課税限度額（注2）

新築・取得・増改築等
に係る契約年月日

平成 27 年 10 月 30 日

32

15000000

③⑩のうち非課税の適用を受ける金額

33

15000000

③⑪のうち非課税の適用を受ける金額

34

35000000

非課税の適用を受ける金額の合計額（③③+③④）
（③②の金額を限度とします。）

35

15000000

③⑩のうち課税価格に算入される金額（③⑩-③③）
（③⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を
転記します。）

36

20000000

③⑪のうち課税価格に算入される金額（③⑪-③④）
（③⑪に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を
転記します。）

37

35000000

③⑥又は③⑦に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との
続柄・生年月日」欄の記載は、③⑥又は③⑦の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、
提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 28・2・17

提出した税務署

名古屋北

税務署

（注2） 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日

～平成27年12月31日

平成28年1月1日～平成28年3月15日

種 別

省エネ等住宅（※）

1,500万円

1,200万円

上 記 以 外 の 住 宅

1,000万円

700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法
施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

申告書第二表の財産の価額（35ページ参照）に転記します。

事例6

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-1-3-A4統一）（平27.10）

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（84 ページ参照）の提出が必要となります。

○ 申告書第二表は、特定贈与者（6 ページの 3（注 2）参照）ごとに作成します。

F D 4 7 3 4

平成 2 7 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

提出用

受贈者の氏名		名古屋 一郎																
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 ☒ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。																		
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 細目 数量 単価 所在場所等 固定資産税評価額 倍数	財産を取得した年月日 財産の価額																
住所	現金・預貯金等	現金（住宅取得等資金）	平成 2 7 年 0 6 月 0 6 日															
フリガナ 氏名	申告書第一表の二のとおりに記入してください。		平成 年 月 日															
名古屋 吾郎			 															
続柄	父 1 、母 2 、祖父 3 祖母 4 、①～④以外 5		平成 年 月 日															
生年月日	明治 1 、大正 2 、昭和 3 、平成 4		平成 年 月 日															
財産の価額の合計額（課税価格）			②1 															
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		②2 															
	特別控除額の残額（2,500万円－②2）		②3 															
	特別控除額（②2の金額と②3の金額のいずれか低い金額）		②4 															
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－②2－②4）		②5 															
税額の計算	②4の控除後の課税価格（②1－②4）【1,000円未満切捨て】		②6 															
	②6に対する税額（②6×20％）		②7 															
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）		②8 															
	差引税額（②7－②8）		②9 															
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>申告した税務署名</th> <th>控除を受けた年分</th> <th>受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>署</td> <td>平成 年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>平成 年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>平成 年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>平成 年分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）	署	平成 年分		署	平成 年分		署	平成 年分		署	平成 年分	
申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）																
署	平成 年分																	
署	平成 年分																	
署	平成 年分																	
署	平成 年分																	

第二表（平成27年分以降用）
（第一表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

※ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	 	名簿	 	届出番号	
	財産細目コード	 	確認	 		

※印欄には記入しないでください。

（資 5-10-2-1-A 4 統一）（平27.10）

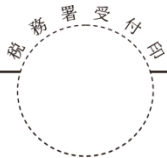
「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の③⑥（34 ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑪（33 ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑫（33 ページ参照）に転記します。



相続時精算課税選択届出書

(平成27年分用)

平成28年2月17日

名古屋北 税務署長

受贈者

住所又は居所 〒×××-×××× 電話(×××-×××-××××)
名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ ナゴヤイチロウ
氏名 名古屋 一郎
(生年月日) (大・昭平 61 年 1 月 1 日)
特定贈与者との続柄 長男

私は、下記の特定贈与者から平成27年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭平 35 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☒ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
- ① 受贈者の氏名、生年月日
- ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること
- (2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (注) (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士



電話番号

※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿					確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平27.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成27年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

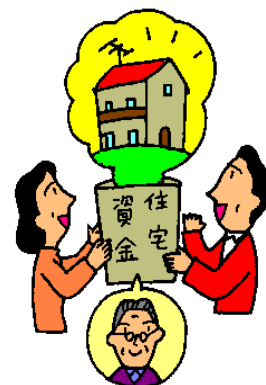
下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

また、「**㉑住宅取得等資金の非課税**」の概要については 62 ページを、「**㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例**」の概要については 65 ページを、「**㉓震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については 67 ページを参照してください。

住宅用の家屋の取得等の態様	適用を受けようとする特例の種類	㉑ 住宅取得等資金の非課税 〔非課税限度額については、62 ページを参照してください。〕	㉒ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 〔贈与者が 60 歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	㉓ 震災に係る住宅取得等資金の非課税 〔東日本大震災により被害を受けられた場合の特例です。非課税限度額については、67・68 ページを参照してください。〕
新 築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕		㉑－ 1 (38 ページ)	㉒－ 1 (42 ページ)	㉑－ 1 (38 ページ) ＋ ㉓－ 1 (46 ページ)
取 得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕				
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕		㉑－ 2 (40 ページ)	㉒－ 2 (44 ページ)	㉑－ 2 (40 ページ) ＋ ㉓－ 2 (48 ページ)

- (注) 1 「新築」には、平成 28 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記 1 の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、平成 28 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、平成 28 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㉑住宅取得等資金の非課税」又は「㉓震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。



○ 贈与税・相続税の税制改正などに関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの「**相続税・贈与税特集**」【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」）をご利用ください。

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
9	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成 28 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。(居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	【平成 27 年 12 月 31 日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 は い⇒1,500 万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒1,000 万円 (上記以外の住宅)	
	【平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 15 日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	は い⇒1,200 万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒ 700 万円 (上記以外の住宅)	

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **④-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～12」は、38 ページのチェックシート④-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類	
2	① 受贈者の氏名、生年月日	☐
3	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票 など平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5
・
12

○ 住宅用の家屋の**新築に係る工事の請負契約書の写し**や**売買契約書の写し**など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）及び新築又は取得に係る契約の締結をした日を明らかにする書類

7
・
8
・
9

【平成 28 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① **登記事項証明書**
(注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシート④-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限ります。
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日 2 年以内に締結されたものに限ります。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート④-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。
2 証明書等は、平成 28 年 3 月 15 日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。
3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限ります。

【平成 28 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。）

③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類

○「受贈者の居住」に関する事項

10	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
----	--	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12

【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】

【平成 28 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

○ 次に掲げる**いずれか**の書類

a**住宅性能証明書**

b**建設住宅性能評価書の写し**

c次の①及び②の書類
① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書

d次の①及び②の書類
① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し
② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書

(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。

2 「建設住宅性能評価書の写し」は、住宅用の家屋の新築又は取得の場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げるもののいずれかであるものに限ります。

新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得

建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得

①断熱等性能等級 4 ②一次エネルギー消費量等級 4 又は 5
③耐震等級 2 又は 3 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級 3、4 又は 5

①耐震等級 2 又は 3 ②免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3、4 又は 5
※ 住宅用の家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降に評価されたものに限ります。

【平成 28 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㊤-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上 240 m ² 以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、41 ページの「添付書類一覧㊤-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものです。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	【平成 27 年 12 月 31 日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧㊤-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒	1,500 万円 (省エネ等住宅)
	【平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 15 日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧㊤-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	いいえ⇒	1,000 万円 (上記以外の住宅)
		は い⇒	1,200 万円 (省エネ等住宅)
		いいえ⇒	700 万円 (上記以外の住宅)

平成 年 月 日

受贈者の住所： 受贈者のフリガナ氏名：

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㊤-2 増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～13」は、40 ページのチェックシート㊤-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 ・ 13	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し など増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）及び増改築等に係る契約の締結をした日を明らかにする書類	☐						
7 ・ 8	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	☐						
9	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 <table><tr><td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr><tr><td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr><tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr></table> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	☐
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
10	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写し などでその増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、その増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	☐						

○「受贈者の居住」に関する事項

11 ・ 12	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など （注） 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限ります。	☐
	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 <table><tr><td>a</td><td>住宅性能証明書</td></tr><tr><td>b</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr><tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書</td></tr></table> (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りです。	a	住宅性能証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	増改築等工事証明書	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	
	a	住宅性能証明書							
b	建設住宅性能評価書の写し								
c	増改築等工事証明書								

平成 27 年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑧-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
5	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの （注）「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして 43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成 28 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～9」は、42 ページのチェックシート㊦-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	☐

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3

○「受贈者の居住」に関する事項

8 ・ 9	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
-------------	--	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	☐
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで、贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
5	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、45 ページの「添付書類一覧⑧-2」の「No. 7」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所： 受贈者のフリガナ氏名：

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～10」は、44 ページのチェックシート⑧-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類	
・	① 受贈者の氏名、生年月日	☐
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し など増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	☐						
5 ・ 6	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	☐						
7	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 <table><tr><td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr><tr><td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr><tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr></table> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	☐
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						

○「受贈者の居住」に関する事項

9 ・ 10	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど (注) 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りします。	
	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
12	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類（上記「No. 9・10」に掲げる書類により証されている場合は、重ねて提出する必要はありません。）	☐
13	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
14	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで、贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉞-1 新築又は取得用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

38 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉞-1」（以下「チェックシート㉞-1」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、8、9㉞・4、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「9」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

（注）「チェックシート㉞-1」の「9㉞」と「9㉞」のいずれにも該当しない人は、「チェックシート㉞-1」の「9㉞・4」の要件に代えて、このチェックシートの「7、8」の要件となります。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままです。）。 〔家屋の所在地：〕 〔損壊の程度：〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日〕 又は 〔居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉞-1」の「7」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後 1 年を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
4	あなたは、平成 23 年分から平成 26 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	はい
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地：〕 〔申告をした税務署名： 税務署〕	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシート㉞-1」の「8、9㉞・4」に代わる要件）

6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
7	【取得した家屋が「チェックシート㉞-1」の「9㉞」と「9㉞」のいずれにも該当しない人のみ記入してください。】 取得した建築後使用されたことのある住宅用の家屋は、耐震基準に適合するものとして 47 ページの「添付書類一覧㉞-1」の「No. 7・8」の①の書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	【7で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、47 ページの「添付書類一覧㉞-1」の「No. 7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成 28 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、47 ページの「添付書類一覧㉞-1」の「No. 7・8」の②の証明書等により証明がされたものですか。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉞-1」の「12」に代わる要件）

9	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧㉞-1」の「No. 12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】
		はい ⇒ 1,500 万円 (省エネ等住宅)
		いいえ ⇒ 1,000 万円 (上記以外の住宅)

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No. 1、3・4・5、7・8（注）」は、46 ページの「平成 27 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、39 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧(A-1)」の「No. 1～12」（「No. 7・8・9」の左欄の②及び③を除きます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

（注） 「No. 7・8」の書類は、取得した家屋が「チェックシート(A-1)」の「9①」と「9②」のいずれにも該当しない人のみ必要となります。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄																
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐																
3 ・ 4 ・ 5	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐																
7 ・ 8	① 次に掲げるいずれかの書類（チェックシート㉔-1の「7」で「はい」と回答した場合に必要となります。） <table border="1"> <tr> <td>a</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr> <tr> <td>b</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr> </table> （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。 ② 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（チェックシート㉔-1の「7」で「いいえ」と回答した場合に必要となります。） <table border="1"> <tr> <td></td><td>申請書等</td><td>証明書等</td></tr> <tr> <td>a</td><td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr> <tr> <td>b</td><td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr> <tr> <td>c</td><td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr> </table> （注）1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限りします。 2 証明書等は、平成 28 年 3 月 15 日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限りします。 3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。	a	耐震基準適合証明書	b	建設住宅性能評価書の写し		申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	☐
a	耐震基準適合証明書																	
b	建設住宅性能評価書の写し																	
	申請書等	証明書等																
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㉔-2 増改築等用**

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック項目**を示したものです。

40 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、8、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で
囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地：〕 〔損壊の程度：〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日〕 又は 〔居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	は い	いいえ
2	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後 1 年を経過する日までの間ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	は い
4	あなたは、平成 23 年分から平成 26 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	は い
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地：〕 〔申告した税務署名： 税務署〕	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「8」に代わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
---	---	-----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「13」に代わる要件）

7	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】
		は い ⇒ 1,500 万円 （省エネ等住宅） いいえ ⇒ 1,000 万円 （上記以外の住宅）

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための震災特例法固有の添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1、3・4・5」は、48 ページの「平成 27 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、41 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-2」の「No. 1～13」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
3 ・ 4 ・ 5	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

【事例7】農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田と現金 300 万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定ですので、農地等についての納税猶予の特例（注1）の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 27 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上です。「特例税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

（注） 1 特例の概要については、69 ページを参照してください。
2 「特例税率」については、2 ページを参照してください。

長野 税務署長 平成 27 年 2 月 8 日 提出 平成 27 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書） F D 4 7 2 5

提出用 税務署受付印

住所 長野市〇〇町××番地

フリガナ カンシン サブ ロウ

氏名 関信 三郎

生年月日 3 3 3 . 0 5 . 0 3 職業 農業

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日

財産細目コード

第一表（平成27年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と一緒提出してください。）

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日

住所 長野市〇〇町××番地

フリガナ カンシン タロウ

氏名 関信 太郎

生年月日 3 0 5 . 0 6 . 2 8

続柄 父

取得した財産の明細

種類 土地 田 自用地

所在地 長野市〇〇町××番地

取得年月日 平成 27 年 0 8 月 2 4 日

財産の価額（単位：円） 1 5 2 0 0 4 5 0

現金・預貯金等 現金

所在地 長野市〇〇町××番地

取得年月日 平成 27 年 0 8 月 2 4 日

財産の価額（単位：円） 3 0 0 0 0 0 0

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） ① 1 8 2 0 0 4 5 0

住所 長野市〇〇町××番地

フリガナ カンシン タロウ

氏名 関信 太郎

生年月日 3 0 5 . 0 6 . 2 8

続柄 父

取得した財産の明細

種類 現金・預貯金等

所在地 長野市〇〇町××番地

取得年月日 平成 27 年 0 8 月 2 4 日

財産の価額（単位：円） 3 0 0 0 0 0 0

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） ②

配偶者控除額（右の事実該当する場合には、… 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円） ③

暦年課税分（③の控除後の課税価格）

暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③） ④ 1 8 2 0 0 4 5 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格（④-⑤） ⑥ 1 7 1 0 0 0 0

⑥に対する税額 ⑦ 5 0 4 5 0 0 0

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額（⑦-⑧-⑨） ⑩ 5 0 4 5 0 0 0

相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額） ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額） ⑫

課税価格の合計額（①+②+③） ⑬ 1 8 2 0 0 4 5 0

差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩+⑫） ⑭ 5 0 4 5 0 0 0

農地等納税猶予税額 ⑮ 4 8 5 5 0 0 0

株式等納税猶予税額 ⑯

医療法人持分納税猶予税額 ⑰

申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰） ⑱ 1 9 0 0 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合 ⑲

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ⑳

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者印

（資 5-10-1-1-A4 続一）（平27.10）

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「（措置法第70条の4第1項適用分別添計算書のとおり）」と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、82、83ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤（51ページ参照）に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑧（51ページ参照）から転記します。

事例7

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号（12 桁）の記載は不要です。
社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。
なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。
「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 関 信 太 郎 受贈者の氏名 関 信 三 郎
生 年 月 日 (明・大・昭・平 5 年 6 月 28 日)

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

提出用

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細					
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権 (耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評価額	倍 数	
田		長野市〇〇町 101 番	1,012 m ² 126,500 円	円 13 倍	1,644,500 円
"		" 102 番	1,012 126,500	13	1,644,500
"		" 103 番	1,012 126,500	13	1,644,500
"		" 104 番	744 93,000	13	1,209,000
"		" 105 番	858 107,250	13	1,394,250
"		" 106 番	1,012 126,500	13	1,644,500
"		" △△町 201 番	1,058 69,828	19	1,326,732
"		" 202 番	1,058 69,828	19	1,326,732
"		" 203 番	1,042 68,772	19	1,306,668
"		" 204 番	1,642 108,372	19	2,059,068
合 計			10,450 m ²	④	15,200,450

(平成 27 年分以降用)

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その 1 平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、④の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

II 納税猶予税額の計算 (農地等以外の財産に対する贈与税額の計算)					
A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合					
農地等以外の財産の課税価格 (申告書第一表の④の金額 - 上欄の⑤の金額)	①	3,000,000 円	差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑤	5,045,000 円
基礎控除額	②	1,100,000	相対時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格 (① - ②) (1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	③	1,900,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (④ + ⑥) (100 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 100 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑦	190,000
③に対する税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の速算表を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。)	④	190,000	納税猶予税額 (⑤ - ⑦)	⑧	4,855,000
B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合					
農地等以外の財産 (特例贈与財産) の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄の⑤の金額」を差し引いた金額となります。)	⑨		農地等以外の財産 (特例贈与財産) に対応する税額 (⑬ × ⑨ / ⑫)	⑬	
農地等以外の財産 (一般贈与財産) の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄の⑤の金額」を差し引いた金額となります。)	⑩		⑬の金額に「一般税率」を適用した税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。)	⑭	
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	⑪		農地等以外の財産 (一般贈与財産) に対応する税額 (⑭ × (⑩ - ⑪) / ⑫)	⑮	
農地等以外の財産の課税価格の合計額 (⑨ + ⑩ - ⑪)	⑫		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑯	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	相対時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑰	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格 (⑫ - ⑬) (1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑭	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (⑯ + ⑰ + ⑱)	⑱	00
⑭の金額に「特別税率」を適用した税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の速算表を使用して、特別税率により計算します。)	⑮		納税猶予税額 (⑯ - ⑱)	⑲	00

申告書第一表の⑭ (50 ページ参照) から転記します。

申告書第一表の⑮ (50 ページ参照) に転記します。

平成 27 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	関 信 三 郎
----	------------	----	---------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☒ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第 21 条の 9 第 3 項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☒ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($③ \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($③ \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

平成 28 年 2 月 7 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 関 信 太 郎



(平成 26 年分

平成 26 年 12 月 31 日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□に✓印を記入します。

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 」（51 ページ参照）に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 戸籍の抄本 など）												
4	農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の 市長（区長）の証明書												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）												
8	贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」（52 ページ参照）など） ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>A</td><td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td></tr> <tr> <td>B</td><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td></tr> <tr> <td>C</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr> <tr> <td>D</td><td>贈与者が今回贈与をした準農地</td></tr> <tr> <td>E</td><td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td></tr> <tr> <td>F</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr> </table> ④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。 ⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												

【事例 8】非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例（注 1）の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 27 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上です。「特例税率」（注 2）を適用して暦年課税により申告します。

- （注） 1 特例の概要については、72 ページを参照してください。
2 「特例税率」については、2 ページを参照してください。

高松 税務署長 平成 27 年 2 月 12 日提出 平成 27 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書） F D 4 7 2 5

提出用 務署受付用

住所 高松市〇〇丁目×番×号

フリガナ タカマツ シロウ

氏名 高松 仁郎

生年月日 3 5 1 1 1 2 1 職業 会社役員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出図年月日 死亡年月日

名簿 財産細目コード 事業処理 訂正枚数 開封枚数

第一表（平成 27 年分以降用）

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日

住所 高松市〇〇丁目×番×号 有価証券 株式 甲 株式会社 50,000 株 1,400 円 平成 27 年 11 月 20 日

フリガナ タカマツ カズオ 高松 一夫 高松市〇〇丁目△番 甲 株式会社 平成 27 年 11 月 20 日

住所 高松市〇〇丁目×番×号 現金・預貯金等 現金 平成 27 年 11 月 20 日

フリガナ タカマツ カズオ 高松 一夫 高松市〇〇丁目×番×号 平成 27 年 11 月 20 日

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） ① 7 5 0 0 0 0 0 0

ii 一般贈与財産分

住所 平成 年 月 日

フリガナ 氏名 続柄 生年月日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 氏名 続柄 生年月日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 氏名 続柄 生年月日

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） ②

配偶者控除額（右の事実にあつた場合には、… 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高 2,000 万円） ③

〔合計欄〕 暦年課税分（③の控除後の課税価格）

暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③） ④ 7 5 0 0 0 0 0 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格（④-⑤） ⑥ 7 3 9 0 0 0 0 0

⑥に対する税額 ⑦ 3 4 2 4 5 0 0 0

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額（⑦-⑧-⑨） ⑩ 3 4 2 4 5 0 0 0

相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者との第二表の④の金額の合計額） ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者との第二表の④の金額の合計額） ⑫

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第 30 条の書面提出有 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有

通信日付印 確認者

（資 5-10-1-1-A4 統一）（平 27.10）

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、82、83 ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「3 株式等納税猶予税額の計算」の④（55 ページ参照）から転記します。

事例 8

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号（12 桁）の記載は不要です。社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		高松 仁郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		高松 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名		甲 株式会社		⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名		代表取締役	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）		××××××（高松 署）		⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日		平成 15 年 4 月 1 日	
③ 事業種目		金属加工機械製造業		⑨ 経済産業大臣の認定の状況		認定年月日 平成 27 年 12 月 12 日 認定番号 ××××	
④ 贈与の時に資本金の額		25,000,000 円		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有 ☐ 無 ☒	
⑤ 贈与の時に資本準備金の額		5,000,000 円					
⑥ 贈与の時に従業員数		20 人					
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a） (1株・円未満の端数切り上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d）		
27・11・20	60,000 株・円・円	40,000 株・円・円	50,000 株・円・円	10,000 株・円・円	50,000 株・円・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の限度数（限度額） (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c)>d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可		⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（円・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）		⑨ 価額（⑦×⑧）		
30,000 株・円・円		30,000 株・円・円	1,400 円		A	42,000,000 円	
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額		② 基礎控除額		③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	
42,000,000 円		1,100,000 円		40,900,000 円		16,300,000 円	
4 特例受贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。							
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等				
イ	・	・	株・円・円				
ロ	・	・	株・円・円				
ハ	・	・	株・円・円				
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・円・円				
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。							
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・						
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。						平成 年 月 日	
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			
				印			
※ 税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認							

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

申告書第一表の⑩（54ページ参照）に転記します。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類

この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。（注）担保提供関係書類が別途必要となります。

提出書類	
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」（上記参照）に必要な事項を記載してください。）
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時に会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数を確認できる書類等（その会社が証明したものに限りします。）
3	贈与の時に会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し
5	外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人の株式等を有する場合には、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書